

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県上尾市泉台三丁目10番地の17
氏 名 株式会社イシイ
代表取締役 石井 悦郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 3月10日

許可の有効年月日 令和10年 2月25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず（畳、じゅうたんに限る。）
、動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び
陶磁器くず(*) (#1)、がれき類(*) 以上10種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を
除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業
廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
施設等の所在地

埼玉県上尾市中分五丁目229番地の一部 以上1筆（面積1, 242㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 5年 2月26日	指令中環第501-77号	新規許可
平成 9年 7月15日	指令廃対第710号	変更許可（「除く」1種類追加）
平成11年12月28日	指令廃指第422号	変更許可（「除く」3種類追加）
平成23年12月12日	-	変更届（代表者）
令和 5年 3月10日	指令中環第760号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類 以上1種類	30.3m ²	1.1m (屋外)	12.8m ³
紙くず 以上1種類	6.3m ²	1.4m (屋外)	8.2m ³ (4.1m ³ 金属かご×2個)
木くず 以上1種類	24.0m ²	1.2m (屋外)	10.0m ³
金属くず 以上1種類	6.1m ²	1.4m (屋外)	8.0m ³ (4.0m ³ 金属かご×2個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	17.2m ²	1.0m (屋外)	6.0m ³
がれき類 以上1種類	6.3m ²	0.6m (屋外)	1.3m ³

(以下余白)